

人 事 院 事 務 総 長

「国と民間企業との間の人事交流の運用について」の一部改正について（通知）

「国と民間企業との間の人事交流の運用について（平成26年5月29日人企一660）」の一部を下記のとおり改正したので、平成30年9月3日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
規則第2条関係 1・2 （略） 3 （略） 一～六 （略） 七 内閣府の事務次官、内閣府審議官、 <u>政策統括官、独立公文書管理監</u> 、局長及び官房長並びに国際平和協力本部事務局長及び日本学術会議事務局長 八～十九 （略） 4 （略） 一～六 （略）	規則第2条関係 1・2 （略） 3 （略） 一～六 （略） 七 内閣府の事務次官、内閣府審議官、 <u>政策統括官</u> 、局長及び官房長並びに国際平和協力本部事務局長及び日本学術会議事務局長 八～十九 （略） 4 （略） 一～六 （略）

七 内閣府本府の官房、局、政策統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織及び独立公文書管理監又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織並びに国際平和協力本部事務局及び日本学術会議事務局並びに内閣総理大臣決定等に基づき内閣府本府に置かれるその他の組織で本省庁の部長等の官職の属するもの

八～十八 (略)

七 内閣府本府の官房、局及び政策統括官又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織並びに国際平和協力本部事務局及び日本学術会議事務局並びに内閣総理大臣決定等に基づき内閣府本府に置かれるその他の組織で本省庁の部長等の官職の属するもの

八～十八 (略)

以 上